

度会広域連合管内における
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
(令和5年1月1日改正)

(1) はじめに

令和4年10月14日に厚生労働省老健局老人保健課より発出された「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」を受け、令和5年4月1日以降有効期間満了を迎える更新申請者について、度会広域連合では次のように取扱います。

(2) 対象者

原則、更新申請者は通常通り認定調査を受けていただきます。

ただし、以下の①②③を全て満たす方のみ臨時的な取扱いの対象者とします。

- ① 更新申請者であること
- ② 介護保険施設や病院等に入所・入院していること
- ③ 介護保険施設や病院等でクラスターが発生している又は、新型コロナウイルス感染症発生等のために、面会を禁止しており、認定調査を受けることが困難と介護保険施設や病院等が判断した場合

(3) 臨時的な取扱いの内容

当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間について、対象者は従来の期間に新たに6か月を合算します。

(認定調査や審査会を経なくても、現在の要介護度認定結果の有効期間が延長されます)

(4) 手続き

臨時的な取扱いを希望される場合は、今まで通り新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いに関する申請書【施設等】(別紙4)を提出してください。

なお、詳しい申請方法は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて【その2】の別紙3(度会広域連合事務連絡令和2年4月17日)のとおりです。

(5) その他

今回の内容は、令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える更新申請者までが対象です。

今後の厚生労働省等からの連絡により、対応が変更になることがあります。

また、実情とは異なる介護度でサービスを利用し続けることは利用者や保険制度を負担する住民の方にとって望ましいこととは言えません。必要に応じて区分変更申請を提出していただくこともご検討ください。